

トークサロン

草の根の市民自治を掘り起こそう！

2018年6月3日（日）

午後1時30分～4時30分

ウィズあかし 生涯学習センター 学習室 802

市民自治あかし

2018年度総会

- 1 開会のあいさつ
- 2 この1年の取り組みと活動の経過
 - ①議会改革と議員の資質向上を求める取り組み
 - ②連続請願行動で明らかになったこと
 - ③議会改革に関わるその他の取り組み
 - ④「市民まちづくり連続講座 in 明石」の取り組み
 - ⑤住民投票条例の制定を求める取り組み
 - ⑥自治基本条例の市民検証
 - ⑦泉市政3年（通算7年）の検証について
 - ⑧「政治を身近に感じる市民講座」等への取り組み
 - ⑨地方自治の充実、地方分権と市民自治推進のためにも、
国政の改革が不可欠な取り組みについて
- 3 新年度の活動の方針と具体的計画
 - ①泉市政の検証と「マニフェスト検証大会」
 - ②市議会改革を進め、市議選で“不適議員”淘汰をめざす
 - ③連続市民講座「市民まちづくり講座 in 明石」の継続開催
 - ④自治基本条例に沿った市政運営をめざし、
住民投票条例つぶしの動きへに対応する
- 4 会計と財政の方針、役員等の体制
- 5 閉会のあいさつ

I この1年の取り組みと活動の経緯

2017年度は前年度に引き続き「議会改革の取り組み」を重点課題として“連続請願”運動も継続しましたが、新たに「市民まちづくり連続講座」をスタートさせて、ほぼ毎月1回のペースでまちづくりや市政の課題を取り上げてきました。講座の開催回数はこの6月で10回を数え、参加者のすそ野を着実に広げています。講座では各分野の個別の政策課題を取り上げ、市の出前講座を活用して職員との接点も作りだして、その多様な成果をかみしめています。

しかし、明石市議会はますます「議会改革への後ろ向き姿勢」を強めています。議会基本条例の遵守を一つひとつ求めた請願は、多数会派による“請願抹殺”とも言える対応が続き、相変わらず請願への反対理由を明確にしないままの、問答無用の「不採択」を重ねています。

市議会内部では、2014年4月に施行したばかりの議会基本条例の「見直し検証」を始めました。自治基本条例のように「見直し検証」条項のない議会基本条例を、3年目にして見直しを図る狙いは、定例議会のたびに「議会基本条例の遵守」を求める請願に対して、その請願根拠となっている議会改革の重要事項を消してしまおうという狙いが見え隠れしています。具体的には、「議会報告会」や「議員間討議」「開かれた議会への市民参加」など、のどに引っかかった骨を根底からなくしてしまおうという狙いが見え透いています。明らかな、議会基本条例の後退、議会改革への後ろ向き姿勢の露わな行動とも言えます。

こうした議会の姿勢は、自治基本条例に定めた住民投票条例制定への牽制球を市当局に投げ続けて、住民投票条例の早期制定をひるませていることや、請願に賛同している未来市民会派への執拗な攻撃など、議会内部の民主的運営にも影を射しています。

議会改革への取り組みは、来年春の改選を前に、私たち市民にも決断を迫っています。市民自治への重要な要素である議会改革を進めるために、改選のタイミングをどのように生かしていくか。新年度への大きな課題になります。

市民まちづくり連続講座は、毎月1回のペースを保つために、テーマの選定や出前講座の要請と調整、講師陣の折衝、調整等にかなりの時間と労力を費やします。また、講座への関心を広げ、参加者を増やすための方策にも、課題を残しています。半面、こうした具体的なまちづくり課題や姿勢の課題を取り上げることによって、市民自治への幅広い関心を掘り起こし、行政職員との距離を縮める役割も果たしています。

来春の市長選や市議選への対応を見据えるうえで、重要な取り組みとして継続していくことが必要だと考えます。

他方、昨年1月に提起した「議会改革市民100人委員会」の結成も、そのままになっています。議会見学会と議会傍聴を広く呼びかけていく「議会ツアー」の企画も宙に浮いたままです。住民投票条例の早期制定へ向けての取り組みも、具体的に手をつけられませんでした。選挙権の18歳引き下げの施行に関連して企画した「政治を身近に感じる市民講座」や「市民がつくる財政白書」などの取り組みも持ち越しました。

明石市はこの4月1日中核市に移行し、泉市長は「明石の発展」をぶち上げる威勢のいい話がしきりに発信されています。「日本一」「関西を代表する都市」などの空虚な言葉が飛び交わされる半面、自治基本条例施行から間もなく10年になるうとしている中で「市民の参画」「協働のまちづくり」「情報の共有」という市政運営の原則が息づいているのかどうか、心もとない現実も数多く見受けられます。

「市制100年」を前にして、本当の意味で検証しなくてはならないことは何なのかを、数多く見つけた1年でもありました。

1. 議会改革と議員の資質向上を求める取り組み

市民自治あかしは、発足の当初から「議会改革と議員の資質向上」を活動の大きな課題としてきました。市民自治の自治体づくりを担う「市民」と「行政」「議会」の3つの担い手のうち、議会は最も問題をたくさん抱える主体でもあり、2012年11月の明石駅前再開発をめぐる住民投票条例の直接請求に対する理不尽な否決で、その問題点をまざまざと見せつけられました。

明石市議会は2014年4月に議会基本条例を施行し、議会の活性化と市民のために開かれた議会の実現を目的に掲げ、市民に対する説明責任を果たすことや政策立案と政策提言を積極的に行い、多様な市民意見を市政に反映させる議会運営に努めることも「議会活動の原則」に明記されています。また、議会が「言論の府」であることや「合議体」であることを認識し、議員相互の自由な討議を重視して合意形成に努める原則も掲げています。

しかし、施行初年度から、議会報告会を「誰でも参加し、市民と議員が自由に意見交換できる」報告会ではなく、特定の団体と常任委員会とのクローズドな意見交換会をこっそり行ったことを議会報告会と標榜し、議員間の自由討議や市民との意見交換を多様に展開する具体的方策を検討する気配もありませんでした。

2015年4月の市議会選挙では、引退した議員を除いて、再立候補した現職26名全員が当選しましたが、改選されたのを機会に市民自治あかしは6月市議会に「議会基本条例の遵守を求める請願書」を提出しました。請願書の提出は、市民の参画を阻む議会に風穴を開けるためにも有効なアプローチになります。以来まる3年、議会改革への取り組みの核に、連続請願運動を据えてきました。

議員の資質向上を図るには、議員として退場していただかねばならない議員を選挙で落すことが必要です。そのためには、議会改革を阻む議員をあぶり出し、議会の実態を市民の目に白日のもとにさらすことが必要です。その日常的取り組みが、議員としての資質を欠く議員を次の選挙で落とし、議会に新風を吹き込む新人を大量に送り込むことにつながるという考えからです。

この3月議会まで11回におよぶ連続請願は、ことごとく不採択にされましたが、幾つかの成果があります。

第一は、請願は不採択になったものの、請願の趣旨はその後の議会運営に生かさざるを得なくなり、改善されたことも幾つかあります。

一つは、基本条例に定めた議会報告会の代わりに常任委員会ごとに開催している特定団体との「テーマ別意見交換会」は、当初は傍聴も認めない非公開で行っていたが、大半は公開して傍聴を認めるようになりました。常任委員会の所管テーマに関するヒアリングや関係団体との意見交換会は、議会活動の“本来任務”として日常的にどンドン行うべきで、公開はもちろん傍聴者にも発言の機会を与えるのは、開かれた議会としては当然のことです。

二つ目は、本会議における「委員会報告」に際しては、とくに委員会採決時に賛否の意見が分かれた議案について、討議内容と賛否の意見について各理由を分かりやすく報告することを2017年6月議会の請願で求めました。請願は未来市民と共産党だけの賛成に終わりましたが、最近の本会議では不十分ながらも、各委員長が口頭で審議内容の概要を報告するケースが見かけられるようになりました。配布された議事資料（委員会報告）には結果だけ記した「審議内容が不明」なままですが、本会議で読み上げる委員長報告では少しの改善は見られます。多分、議会事務局が配慮したものだと見受けられますが、メンツにこだわって請願の趣旨に反対しても、流れには掉さすことができない状況が伺われます。

三つ目は、2016年9月議会で「市庁舎建て替え計画の情報開示と市民参加」を求める請願を出したあと、12月議会で市は「新庁舎建設基本構想」（素案）を急ぎ提案、報告したことです。請願には未来市民会派の6議員しか賛成せず、この時は共産党議員が唯一の反対討論に立つなど請願に

真っ向から反対する異例の展開になりましたが、市は基本構想の素案を次の議会で報告するなど、不十分ながらも結果的に情報共有へ対応せざるを得ませんでした。

私たちの連続請願行動は、頭からそれに抵抗または反対する真誠会などの多数会派の動きはあっても、議会改革の流れが歴史的必然である限り、市民からの声を具体的に発信することによって少しずつ前へ進めることができます。

また、連続請願を行うことによって「自由な議員間討議」や「議会報告会」の規定そのものを基本条例の改悪によって消し去ろうという、極めて反動的な動きを誘発しているという声もあります。

議会基本条例の制定に際して、その意味合いをよく理解しないまま「形だけの議会基本条例」をつくるのに賛成してきたきらいのある議員にとっては、条例を逆手に取って「条例遵守」を迫る市民は目の上のたんこぶ的な存在であり、ならば条例からその部分を消してしまおうという“逆行”した動きを誘発していることは間違いありません。言いかえれば、市民が「条例遵守」を迫らなければ、条例は事実上“棚上げ”または“お蔵入り”にしたまま、議会の改革をさぼることが横行しかねません。

まさしく、連続請願行動は、そうした議員の体質や、議会改革に縁遠い議員の存在を具体的にあぶり出してきたものだと考えます。議会改革は議会内では多数派を占めるそのような議員の欲しいままにさせては、一步も進みません。議会と議員のそのような体質をあぶり出し、市民の目に見えるように「見える化」することによって一步一步進めることができると確信します。

議会基本条例の改悪を、白昼堂々と公言する議員を一人でも減らしていくことが急務です。そのような“逆上する議員”を具体的に露わにしていくためにも、連続請願運動を位置づけます。

◇議会改革を求める明石市議会請願の足どり（2015年6月～2018年3月 別紙参照）

11 「議会基本条例の検証」に市民参画を求める請願（2018年3月議会）

議会基本条例もその骨格は自治基本条例の8条、9条に盛り込まれており、条例の検証にあたっては市民参画のもとで行うことが大切。議会内部の検証では重要な条項について削除したり、骨抜きにするような議論も行われており、主権者として看過できない。議会基本条例の検証と見直しの経過を市民が情報共有できる方法を保障するとともに、検証と見直しに市民が参画できるように求めた。

⇒議運委、本会議とも賛成は未来市民のみ（本会議6名）で不採択。本会議では共産の辻本議員が反対討論。永井議員が賛成討論。

※参照

委員会審議等における議員の「問題発言」とその指摘（反論）

2. 連続請願行動で明らかになったこと（2016年度の総括から再掲、一部補強）

連続請願行動については、昨年（2016年）6月の市民自治あかしの総会で以下のような「意義と効果」を挙げています。

- ①請願の中身や効果、議員や会派への対応を議論する過程で、議会運営の具体的な問題点や課題を市民が実践的に検証することになり、年に4回、4年間で16回も繰り返すことによる“市民力”の向上効果はすこぶる大きい。
- ②議会基本条例に掲げている「議会への市民の参加、参画」や「議会の市民への説明責任」「市民と議員、議会の意見交換」などを市民側から積極的に働きかけていくことになるので、そうした議会運営の原則の履行を要請・要求するよりも効果の出現が早く、議会と議員に潜む問題点が分かりやすく、実践的につかめる。
- ③市長が提案した議案の論議を傍聴者として聴くよりも、市民自らが提案した議案（請願も議案とし

て扱われる。要望書とは決定的に異なる)が、議会でどのように扱われるかを具体的に肌で感じる取ることができる。直接請求などによる市民提案議案には、請願とは比較にならない膨大な労力を必要とするが、請願なら比較的手軽に行える。議会基本条例には「請願、陳情も市民からの政策提案として扱う」と明記されている。

- ④4年間で16回の請願結果の議員の星取表ができる。「議員の通信簿」づくりは各地で試みられているが、委員会をきちんと傍聴して記録を付けるなど膨大な手数がかかる。16回の請願を通じて、議会改革に対する議員の資質が請願の提出や審議を通じて浮き彫りになる。次の市議選での議員の選出で、具体的な通信簿を役立たせることができる。(連続請願への個別議員の賛否一覧表)

こうした分析を踏まえて、その後の請願行動を経た中で、さらに以下の事柄を確認できました。

(1) 市民が具体的に関わる大切さ

明石市議会の議会基本条例は、それなりに議会のあり方や議会運営についての改革の方向性は打ち出されていますが、その理解について議員一人ひとりが意識と認識を新たにしていたかどうかは疑わしくなりました。

「議会の公開」にしても、「議員間の自由な討議」にしても、「議会は合議による議決機関」にしても、「市民の参画」にしても、本来の言葉が持つ改革への意味合いとはほど遠い理解であったのか、あるいは、まともにその意味合いも考えずに基本条例に賛成してきたかという疑念を持たざるを得ません。

私たちが上記の言葉の一つひとつについて、その遵守を求めたら「そんなはずではない」と抵抗し、挙句の果ては「議員間討議」も見直しが必要だという発言が公然と飛び出す始末でした。

議会報告会も、議会基本条例の趣旨をまともに読めば、常任委員会の通常活動の域を出ない「委員会ごとのテーマ別報告会」(または意見交換会)が、議会基本条例に定めた「議会報告会」に値しないのは明らかですが、なんだかんだと理屈をつけて、「本来の議会報告会」を改選後3年間一度も開いていません。これも「議会報告会のあり方の見直しが必要だ」と云々する始末です。議会基本条例施行前に、あれだけ“本格的な報告会”をていねいに開いたにもかかわらずです。

自治基本条例も同じですが、議会基本条例は議会が自ら制定した「議会改革へ向けての市民への約束」ですが、市民がそのフォローをしなければ、単なるお飾りに墮してしまいます。明石では幸い、市民自治あかしが粘り強くその遵守を求めて、具体的なボールを投げてきたから、議会基本条例に定めた内容と議員一人ひとりが理解していることの落差が露呈しました。市民が具体的にアプローチしなければ、基本条例は闇から闇にお蔵入りするか、神棚に埃を被ってまつられてしまっていたかもしれません。

自治基本条例の提言書を市民に発表したフォーラムを開いた際に、検討委員会の会長だった山下淳・関学大法学部教授が力説していたように、「基本条例の制定は到達点ではなく、始まりだ」という意味合いを、いま深くかみしめたい。連続請願行動は、その課題と、市民が取り組むことの大切さを教えてくれました。

(2) 会派をめぐる議会内の不可思議さ

請願書の提出は、「紹介議員」が必要とされています。紹介議員の不要な「陳情書」と決定的に異なり、請願は憲法第16条(請願権)および地方自治法(第124条、125条)に定められた「主権者市民の請願権」の行使だから、議会はきちんと審議して、結論を出さねばなりません。

明石市議会では、紹介議員を要請する際に、会派の幹事長に対して要請書を提出し、会派内で紹介議員になるかどうかの議論を経たうえで、紹介議員の可否が決まります。審議のうえで「採択」してもらおうとすれば、過半数の賛成が必要ですから、できるだけ全会派、全議員に要請することになります。いくら丁寧に説明しても、端から賛成してくれないと思われる会派に対しても、紹介議員の要

請という“事前打診”をしておかないと、「事前に説明にも来ない」と陰口をたたかれます。面倒でも全会派に要請する手間暇をかけることになります。

だから、市民の請願権と言っても、請願書提出の敷居は高いといえます。毎定例会ごとに、何十件と請願が提出されるようになるともう少し合理化されるかもしれませんが、普通の市民やグループが請願を提出するには、やはりハードルは高いのが現状です。

しかも、市民自治あかしの請願書の紹介議員になってくれる会派や議員は限られています。にもかかわらず、請願審査が付託された委員会では、多数派あるいは請願に反対する議員や会派から「紹介議員は請願者の趣旨に賛同した、請願者と“一体”のはずだから、請願人に対する質問は控えるべきだ」と紹介議員の発言に対して牽制球が投げられます。

委員会審議では、冒頭に10分間の請願趣旨の陳述が認められていますが、その後の審議では、いかに議員がおかしな発言をしても、質問されない限り発言は許されません。委員会での議論に口を挟もうとしたら、紹介議員等が請願人に質問してくれないと実質的に発言が封じられており、市民との開かれた意見交換など、全くの空文と言えます。請願の委員会審査は、市民と議会との貴重な意見交換の場として位置づけて、市民の発言機会を拡大するべきです。また、紹介議員といえども、委員会審議における質問や発言権を保障するべきです。

こうした実態は、繰り返し請願を提出することによって、初めてわかったことです。請願に賛同する議員や会派と連携するようになると、今度はその会派や議員を抑えつけるかのような攻撃が多数派により続いています。6名の未来市民会派を会派代表者会から締め出した状態が始まってから、もう2年を超えました。

地方自治法上からみても、公職選挙法からみても自治体議会の議員の多くは、政党公認を除いて会派を名乗って選挙をしているわけでもなく、会派は当選後の議会運営上の必要性から構成されているにすぎません。会派に所属する議員は議案の採決でも同じ行動をすることを半ば強制するような明石市議会多数派の言動は、明らかに議会と議員のあり方からみて間違っています。自治体議会の会派は、政策や志を同じくするメンバーで構成されていても、場合によっては議案に対する行動が異なるのは当然であり、有権者に対する議員の責任でもあります。議員の責任として自らの意思を採決に際して表明しようとする議員に対して、違法性すれすれの“強制”をしている議会多数派の行動は、自治体議会の民主主義的運営を損ない、選挙で議員一人ひとりを選んだ有権者の権利を侵害するものといわねばなりません。

（3）他市議会との比較検証活動の必要性

議会改革や議会基本条例をつくる際にも、議会は他の市議会の状況を参考にして検討します。議会基本条例の条文作成や具体的な改革内容についても「他市でどのようにやっているのか？」がまず基準にされることが多いようです。“横並び”が好きな行政ですから、他市の進んだ事例を踏襲、良いところ取りをしてくれたらいいのですが、現実には首をかしげることも少なくありません。

議会は、委員会や議員の要求に基づいて他市の議会の状況を調べるのはお手のものですが、市民団体で他市の状況を調べるのは、結構骨が折れる仕事になります。

そんな中で2016年3月市議会に提出した「市議会だより」の抜本改革を求める請願の際には、兵庫県内29市と12町の全市町議会広報紙をチェックした請願賛成議員の調査結果が役に立ちました。すなわち、請願は「発言議員名と発言主旨を明確にして、答弁内容は質問の主旨に対応した部分に絞って記述する」ように改革を求めましたが、議会広報紙に発言議員名を記載していないのは明石と姫路、赤穂の3市だけで、12の町はすべて記載していることも明らかになりました。

明石市議会の広報紙は市当局の施策を説明する「第2の市政広報紙」になっていることの改善を求めたにもかかわらず、請願に反対した議員は一律に「市議会だよりは議会全体の取り組みを広報する

もので、議員個々の発言は会派や個人で広報すべきだ」と、反論にならない主張に終始しました。

2017年9月議会では「常任委員会等の公開と透明性を高めるためにインターネットによる録画中継を委員会審議でも実施する」ことを求めた請願を出しました。神戸市や西脇市などの県内自治体をはじめ、全国的にはすでに50を超える自治体議会が実施しています。簡易な仕組みですぐにでも実施できて、その効果が大きい議会改革のツールの早期実施を拒むのは、なぜでしょうか？ 委員会活動を市民の目に「見える化」することによって、低調な審議の現実が白日のもとにさらされたり、市民からひんしゅくを買いかねない発言が録画放映されることを嫌がるからでしょうか？ だから、いつでも、誰でも、議会の審議を録画を通してチェックできるシステムが必要なのです。

請願や陳情の取り扱いについても、明石市議会では陳情は必ずしも採否の議決を必要とはしていませんが、神戸市議会では請願と陳情をほぼ同じ扱いにし、陳情は委員会で採択するかどうかの結論を出すことになっています。紹介議員が要らない陳情でも、請願と同様に委員会で審議され、陳情者の口頭陳述と議決が行われるために、2016年には年初から11月までに70件を超える陳情が提出され、いずれも委員会審議の後で議決されています。

明石市議会のように、市民が請願を出そうとしたら、まず紹介議員というハードルを越えねばならず、紹介議員になると委員会等での質問権を制約されるような議会では、紹介議員を必要としない陳情も請願と同じ扱いをすることは、大きな魅力があります。

ただ、「請願」や「陳情」という言葉自体が、今日の市民主権時代にはふさわしくありません。憲法や法律に規定されている言葉だけに、その表現を改めることは容易ではありませんが、今後の大きな課題です。

(4) 請願内容についての2つの課題

議会改革のあり方に主眼をおいた一連の請願は、一般の市民にはなじみの薄い議会運営に関わるものが多いことから、一般の市民には分かりにくいという側面があります。他方、2015年12月議会での「住民投票条例議案は慎重に審議し、採決を見合わせて継続審議にする」ことを求めた請願や、2016年9月議会の「市庁舎建て替え計画の情報開示と市民参画」を求める請願のように、議会審議や運営のあり方について問題提起する一方、住民投票条例案の改ざんや、市庁舎建て替え問題という具体的な政策課題に関して議会の対応のあり方を問題にした請願も行ってきました。

前者はどちらかと言えば、議会運営のソフトの課題であり抽象的になりがちですが、後者は具体的な政策課題に関連した具体性があり、一般の市民にも分かりやすい面があります。

昨年度の総括では、こうした2つのタイプの内容の請願をどのように取り扱っていくかについての課題も提起しました。

この1年は、市民まちづくり連続講座に取り組むことによって、具体的な市政の課題についても関心を高め、幾つもの問題点が浮かび上がりました。これまでも取り組んできた住民投票条例や市庁舎建て替え問題のような具体的な市政の課題についても、順次、請願行動に挙げていくことが求められています。従来はどちらかといえば、議会改革に関する連続請願を重視してきたことから、具体的な市政の課題についても議会の審議のあり方と関連づけて請願してきたきらいがありますが、今後は議会運営に関する請願と、市政課題に関する請願の2本立てに割り切って請願を出していく方向を考えたいと思います。

3. 議会改革に関わるその他の取り組みについて

(1) 議会基本条例改悪の動きについて

この1年間で顕著になった新たな問題は、議会基本条例を後ろ向きに改悪しようとする動きです。

「議会基本条例の遵守」を求める連続請願運動にたまりかねて、もともと議会改革とは真逆の姿勢にあった議員や会派を中心に、議会活性化推進委員会で公然と発言し始めたものです。「議会基本条

例の見直しと検証」をテーマに議論を続けており、現行条例に抜けているものも遡上には挙がっていますが、議論の中身を聴いていると、ホンネは「議会報告会」や「議員間討議」などの規定を変えてしまおうという動機が色濃く出ています。

議会基本条例はすでに、全国市町村の半数近くが制定しており、兵庫県内では 29 市 12 町のうち 27 市 8 町（全体の 85%）が制定しています。明石市議会の条例改悪推進派が画策している改悪の論点は、全国の議会基本条例が最も重視している部分であり、これを改革するという姿勢は、議会基本条例を事実上廃止しようという動きと変わりません。

明石市の場合、議会基本条例は 9 年前に施行された自治基本条例の 8 条、9 条に明記した議会改革と議会のあり方を、議会の運営規範として 4 年後に施行したものです。改悪しようという論点は、自治基本条例にも明記された基本的な条項であり、議会基本条例を勝手に改悪してすむ問題ではありません。しかも、自治基本条例の 2 項目は、議会自らが「明石市議会のあるべき姿」「議員のあるべき姿」として定めた“宣言”を具体化したもので、これを反故にすることになります。

この 3 月議会では、この議会基本条例の見直し、検証作業に市民の参画を求める請願を出しましたが、共産党を含む多数派が反対し、不採択にされました。こうした動きを牽制し、議会基本条例の後退をさせない取り組みを強化していかなければなりません。

（2）議員の政務活動費洗い出しについて

政務活動費の収支帳簿と領収書類が、明石市議会でもようやく公開されたのに伴い、世話人メンバーが昨年 8 月から 7 回にわたって延べ 15 名が帳簿を閲覧し、チェック項目やデータの転記作業を続けてきました。

公開されている帳簿類が必ずしも閲覧者が分かりやすくチェックできるようにはなっていないことや、支出についても項目別に月次、年次集計された一覧表形式になっていないこともあって、帳簿のすべてを点検し、必要なデータを転記してエクセルに再入力し分析する作業が必要なことが閲覧して初めて分かりました。

問題点は現在整理中ですが、大きく分けて 2 つの問題点が判明しています。

一つは、5 年前の 2013 年 3 月に定めた「政務活動費の運用指針」と位置づけた「手引書」の「使途基準」自体が、いかにも“お手盛り”とも言うべきご都合主義的な内容であることです。市民から見れば、なぜこんな使途が公費である政務活動費に認められるのかということが少なくありません。

政務活動とは「市政の課題および市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他市民福祉の増進を図るために必要な活動」と条例には規定しています。「政務活動費で充当できる活動」として概念図を示していますが、その対象は「議員活動のうち政務活動に限定される」とし、一般的な「議員活動や政党活動、選挙活動、後援会活動、および私的な活動は政務活動とは言えない」としています。

にもかかわらず、政務活動の定義として、

- ①会派（議員）が市政の課題、議会で審議する案件等について行う調査研究のための活動
- ②会派（議員）が議会活動等や市政報告などに関し、市民に対して行う広報活動（議員個人の広報活動ではない。）
- ③会派（議員）が市民や各種団体関係者と意見聴取、情報収集、意見交換などを行うための活動
- ④会派（議員）が要請・陳情活動を行うための活動
- ⑤上記のほか、議長が必要と認める活動

と具体例を挙げる中で、議員活動や政党活動との境界線があいまいな基準を示すことになっています。

具体的には、会派が計上している最も大きな費用は広報紙です。基準では「議員個人の政治活動や経歴、成果、紹介などの個人の PR となるものは計上できない」となっていますが、どうみても会派に所属する議員個人の活動紹介や経歴紹介に過ぎない広報紙が、堂々と「政務活動費」で賄われています。選挙を意識した選挙運動まがいの自己 PR の費用が、政務活動費として計上されているのは、

甘い基準から見ても違法性をめぐえません。

広報紙と並んで大きな費用は、視察や研修会への参加費用です。年に 1、2 回、会派の議員が大挙して研修会と称して全国議長会主催のシンポジウムや講演会に一泊、二泊の宿泊付きで参加したり、地方議員を対象にした専門業者が企画する講演会等に出かけています。大事なのは、研修目的とその成果がどう生かされるかという「研修報告書」ですが、添付されている報告書はあきれるほど簡単で、参加した本人がどのように感じたか、生かしたかということを書いたものは少なく、業者が報告書まで面倒みるといって売り込みさえある中で、そうした“公費旅行”に対する後ろめたさを感じられない類のものが少なくありません。

もちろん、真面目な視察や研修、その報告書が添付されている議員や会派もありますが、概して「これが政務活動」なのかと首をかしげるケースが少なくありません。

また、図書や資料、通信運搬費、備品、消耗品などの物品購入や費用に関わるものも、基準自体が大甘なために、政務活動費として計上することに納得できない費用も少なくありません。備品類では、パソコンやプリンター、タブレット、プロジェクターやデジカメ、スクリーンなどの、普通仕事をやる人間には必需品として自己所有する身の回りの機材の多くが、公費購入を可能とし、しかも役所基準の耐用年数が来れば 4、5 年で廃棄し更新可能な厚遇ぶりです。議員になれば身の回り機材や鉛筆 1 本に至る文具まで、公費購入が可能なのかと言いたくなる基準です。通信機器の毎月払う費用や自宅の電話代、自家用車のガソリン代などは、いずれも実費の 4 分の 1 を計上できる基準になっています。

議員がその職責を果たすために必要な政務活動費用を計上して、政務活動の成果を上げてくれるなら、政務活動費用が少々膨らんでも市民は納得できます。政策面で充実した調査研究活動を重ね、市民の意見に十二分に耳を傾けて、市民の声を議会審議に反映するなら、その費用は喜んで市民は提供するはずで、残念ながら、そのような、市民の目に見える活動をしている議員は少数で、多くは政策議論を避け、市民の意見を聞く耳を待たず、市民の声を反映する日常活動からほど遠い議員が多いことです。挙句は、甘い使途基準を逆手にとって、議員報酬と同じように「自由に使える金」と勘違いしているとしか見えない議員が多過ぎます。

したがって、問題点の二つ目は、そうした目に余る議員や会派の政務活動費の使い方を個別に明らかにし、市民から「その支出に NO」を突きつけることです。政務活動費の条例や手引書には、説明責任を明示しています。市民からの疑問が提示されれば、会派と議員は責任を持って説明する責任を明記しています。まずは、個別具体的な問題点を会派や議員に指摘して説明を求めたうえで、具体的な対応策を検討し、場合によっては政務活動費の返還を求めることも必要だと考えます。

(3) 市民と議員の意見交換会

2013 年 8 月、2015 年 11 月、2016 年 8 月と続けて 3 回にわたる「市民と議員の意見交換会」を重ねてきました。2017 年度はこうした意見交換会は開催できませんでしたが、市民まちづくり連続講座の 7 回目として今年 2 月 24 日「明石市議会はいま…どうなっているの？」という講座を急きょ開催しました。

講座では、市民自治あかしの議会改革への取り組みを報告し、案内に応じて出席した未来市民会派の議員 4 氏からそれぞれ明石市議会の現状と問題点について生々しい実態が報告されました。講座の開催に当たり、事前に 30 名の議員全員に案内状を送りましたが、未来市民以外の会派からは誰も応答も出席もありませんでした。(講座での意見交換の記録は別紙参照)

(4) 議会見学会の申し入れと議会の“壁”

「議会ツアー」の企画案は、前年度の世話人会から議論されました。

議会を市民の身近なものにし、市民が日常的に議会と議員の活動に目を向け、関心を持つことが、議会改革には不可欠です。しかし、議会への敷居は高く、議会が何をしているのか？ どのようになっているのか？ どのような議論をして行政をチェックしているのかが見えにくいのが現状です。

このため、議会の「見える化」の第一歩として、①一般の市民が議会を見学し、議員や事務局職員から議会の仕組みを分かりやすく説明してもらう機会を提供する。そのうえで、②本会議や委員会の「議会傍聴」の手引き（先導役）を行う—という企画です。

「議会見学ツアー」は一般市民を対象に市議会の見学ツアーを呼びかけ、本会議場や委員会室、議長・副議長室、会派の控室、図書室などの議会見学を行う。見学に際しては、可能な限り議員に案内と説明をしてもらうように働きかけ、見学終了後には議員との懇談の機会も持ちます。

また、議会ツアーに参加した市民はもちろん、それ以外の市民にも本会議や委員会の傍聴を呼びかけ、市民自治あかしは案内役を担います。傍聴後は、市役所食堂などで感想交換会等を開いて、傍聴者の率直な意見を集約し、市議会に伝えます。議会見学や審議を傍聴した市民の感想や意見を議会に伝えるフィードバック機能も大事にする企画でもあります。

上記2つの活動について議会事務局に口頭で打診したところ、明石市議会には議会見学に関する規定等はないが、具体的日程等を申し込んでもらえれば対応するという返事でした。このため2016年12月初めに「議会見学についての協力要望書」を議長宛に提出し、見学後の議員との懇談機会についても配慮していただけるように申し入れましたが、翌年1月下旬になって2月上旬中旬の見学日程を申し入れたら、対応できないと断られました。理由は口頭でしか確認できませんでしたが、「現時点では議会見学の規定等が整備されていない。見学が必要と判断したら、議会として見学を呼びかけるので、市民団体から呼びかけていただく必要はない」というものでした。

議長への要望書に「市民自治あかしが議会見学のコーディネーター役を務める」と書いていたことが気に障ったのかもしれないので、「一般に呼びかけるのではなく、当会の会員等が見学したいので、とりあえずは対応して欲しい」と要請しましたが、規定等の整備が必要なので今年度中には対応できないと受け入れられませんでした。仕方なく、新年度早々にあらためて申し入れるので、早急に見学等の規定を整備して欲しいと要望したまま、そのままになっています。

今後は見学を受け入れるようにあらためて申し入れるとともに、市民にこの事実を訴えていく必要があります。その際、他の市議会がどのように扱っているかの資料の収集も重要になります。

(5) 「議会改革市民100人委員会」の提案と再検討の経緯

連続請願行動などの運動が市民自治あかし単独の団体請願として続けてきたこともあって、広く市民への広がりには欠けているという反省から、市民による議会改革運動の広がりをつくるために「議会改革市民100人委員会」を企画し、2017年1月21日に開いた「連続請願行動の中間報告市民集会」で提案しました。

集会での意見やその後の検討から、議会改革を求める市民のすそ野を広げるには、少なくとも委員会のトップには既存の市民自治あかしの主要メンバーではない吸引力のある人材を据えることが決め手である—ということになり、まずは“ヘッドハンター”に努力することになりましたが、以降進展していません。現時点では、めどは立っていません。

(6) 来春の市議会選挙を控えて

この3年間取り組んできた議会改革の取り組みは、来春の市議会選挙をにらんだものでした。その選挙は、もう1年足らず先になりました。

明石市議会の抱える数々の問題点の抽出はいつでも取りまとめることができるにはなりましたが、問題は辞めてもらう議員の代わりに送りこむ、新しい議員の発掘です。いくら議員の資質を欠いた議員について“落選”を唱え、落選運動を行っても、それに代わる議員を新たに送り出さない限り、現職議員を落とすことは厳しいのが現実です。あるいは、市民のだれもが「もうごめん」という気持ちになる“議員失脚材料”を見つけて、明らかにしていくことが必要です。

私たちには現時点で、そのいずれも用意ができていません。市議選へ向けてのこれからの大きな課題は、ここに尽きると言えます。

4. 「市民まちづくり連続講座 in 明石」の取り組みについて

昨年7月からスタートした連続講座は、議会改革に特化した活動を転換しようという狙いと、山積する市政とまちづくりの課題へのアプローチを考えること、並びに個別具体的なまちづくりの課題に取り組むことによって市民自治への関心のすそ野を広げ、新しい仲間を発掘、拡大していけるだろうという狙いも込められていました。

市政の課題を一から勉強し直すという観点から、この5月まで9回の講座の半数超の5回は、市の「出前講座」を活用する結果となりました。残り4回の自主講座は、議員をゲストに招いた7回目の「市議会はいま…」を除き、すべて市民自治あかしメンバーが講師となり開催しました。すでに8月分までの講座が確定していますが、6月以降の3回はすべて市の出前講座です。

また、会場は昨年4月オープンした市民活動支援センターのフリースペースを利用することを最優先にし、管理運営するコミ創の自主事業と重なり会場予約をできなかった5月（第9回）を除き、ブースを含めてすべてフリースペースで開催することができました。フリースペースでの開催は会場費や設備使用料が要らないという経済的メリットに加えて、オープンスペースのために、講座の開催を「見える化」できて、誰でも自由に参加できる開放的な空間というメリットもあります。実際には偶然来合わせて飛び込みで参加したケースはなかったようですが、形ばかりの仕切り板に見立てたホワイトボードを隔てて、フリースペース内に居る来場者の耳には確実に届いていたと思われれます。

市民活動の多くと違って、市民自治あかしの“お堅い”講座に真剣に参加している光景を垣間見た市民にどのような影響をもたらしているかが、気になるところです。

講座の開催で分かったこと

①参加者の分析から一広がるすそ野

講座の参加者数は、4月の8回までで延べ219人。当初の3回までは19、19、18人と20人足らずに終わりましたが、その後は26、28、32、35人と30人前後が4回、5回目の「支え合いの地域福祉」は42人と40人超になりました。

1回でも参加したことのある参加実数は103人になり、4回目の食文化で初めて参加した人は21人におよび、5回目の地域福祉でも初めて参加した人は22人におよびました。継続的に参加する人とは別に、特定のテーマにひかれて参加する人や、開催情報をこまめに発信することができれば新たな層を掘り起こせるということも判明しました。

ただ、惜しむらくは、さらなる参加者の拡大をめざす課題です。恒常的に少なくとも40人を超える講座になるよう、将来的には60人程度の参加者で熱を帯びる講座にするために、幅広い呼びかけ態勢や世話人等による個別の声かけなどが求められます。

②「出前講座」の好影響―「参画と協働」の具体的実践

出前講座は、明石市がコミュニティ政策の一環として設定している「職員の出張講座」で、10人以上のグループが申し込みれば、担当職員を派遣する仕組みです。市は100余りの講座テーマを設定していますが、市民自治あかしのように独自のテーマを設定し、担当部課に申し込んでも受け入れてくれます。

一般的にはどちらかといえば、市から行政の具体的施策等を説明することが中心になり、時間も90分程度としていますが、市民自治あかしの場合は説明の内容や提供する資料の内容についても事前に注文を出し、担当課と打合せをしながら内容を詰めています。また、時間も市からの説明を概ね90分程度とし、その後1時間から1時間半程度の質疑や意見交換の時間を設けています。

当初は説明には60分程度、質疑も1時間は長いという注文もありましたが、実際にやってみるとかなり突っ込んだ質疑や意見交換が行われ、全体で3時間程度になることがほとんどでした。

これに対する市の担当者の反応は、決して悪くはありません。むしろ、熱心に説明を聴いてくれて、

質疑や意見交換も貴重な意見を聴けて有意義だったという感想がほとんどでした。中には、引き続き「続編（パート2）」もやりたいという当方からの申し入れに対して、快く歓迎し継続していくことに賛同を得られた講座もありました。

市民自治あかしは、自治基本条例に基づく「参画と協働の市政」やそのための「情報の共有」を進めていくことを重点目標としています。そのためには、個別具体的な行政課題について、市民と行政が情報を共有し、突っ込んだ意見交換を重ねていくことが重要です。まちづくり講座も、市民側が一方的に行政批判の勉強会をするよりも、具体的な課題について行政が所有する情報を共有する中で具体的な進め方や問題解決と一緒に探る日常的な作業を定着させることが大切になります。

連続講座の出前講座は、結果としてそのような場になり、市民と行政担当者が意思疎通を図る機会になっていると言えます。時には、厳しいやり取りもありますが、施策について市民と行政が究極的な対立構造に至る前に、情報を共有し、率直に意見交換することが「参画と協働」の行政に大きな役割を果たします。「政策提言市民団体」を標榜する市民自治あかしの面目躍如とも言える事業になっています。

今年度は8月までの講座が確定しています。9月は、来春の市長選挙を控えて市長を招いての「マニフェスト検証大会」を予定するために講座を休み、秋以降には再開する予定です。

5. 住民投票条例の制定を求める取り組みについて

2010年4月に自治基本条例が施行されてから、この4月でまる8年を経ましたが、基本条例に制定が明記された3つの関係条例のうち、住民投票条例だけは未だに宙に浮いたままです。

2012年の駅前再開発に関わる地方自治法に基づく「住民投票を求める直接請求運動」の経緯を経て、2013年8月ようやく、市民が参画した住民投票条例検討委員会が発足し、1年3ヵ月の慎重な審議を経て2014年10月に答申書が提出されました。検討委員会の審議の中で最も時間を費やした重要な論点は、住民投票の請求に必要な署名数の要件で、「6分の1」と「10分の1」の主張を調整する形で「8分の1」が全会一致でまとめられました。住民投票を絵に描いた餅にせず、実質的に市民が使える条例にするための議論の結果でしたが、答申から1年後ようやく「条例素案」としてまとめられ公表、パブリックコメントに付された「署名数の要件8分の1」が、2015年12月市議会に提出される寸前に何の説明もないまま「6分の1」に修正し、提案されました。

その経緯は未だに市長から明らかにされていません。議会筋への条例案の“根回し”の過程で「8分の1」では条例案は通さないという多数会派からの強い圧力があつた中で、最終的に「トップ」の判断で条例の成立を優先して、急きょ修正したのが真相のようです。

こうした動きに対して市民自治あかしは市長に抗議し、答申通りの条例案を再提案するように要請する一方、議会に対しては「一方的に改ざんされた条例案は慎重に審議し、今議会では採決を見合わせ、継続審議にすることを求める請願」を提出しました。12月議会では、住民投票条例に反対する多数会派はさらに「在住外国人に投票権を与える」ことや「押印不要による署名の簡素化」等にも反対し、署名要件の改ざんに反対する会派とともに出席者の「全員一致」で異例の否決が行われました。

12月議会での条例案否決のあと、市民自治あかしは市長に対して要請書を提出し「検討委員会答申を尊重して早期に条例制定を図ること」など以下の3点を要請し、市民に対する説明の場を速やかに設けるよう求めました。

- ①自治基本条例に定めた市長の責務、および住民投票条例の制定に対する責任を果たすことについて確認すること。
- ②住民投票条例案が議会提出の直前になって、署名数要件の変更を行った経緯について市民への説明責任を果たすこと。

③住民投票条例検討委員会の答申を尊重し、早期に条例の制定を図ること。

しかし、その後議会での質問に対しても、市は「慎重に検討する」と応えるだけで、条例制定についてはこの2年半まったく口をつぐんだ状態にあります。

そのような中で、2015年10月から始まった自治基本条例市民検証会議に市民自治あかしから代表世話人の松本が公募委員として参加し、住民投票条例案の“改ざん事件”の不明朗さと自治基本条例の趣旨に著しく反している点を指摘し、市の説明責任回避を問題に挙げました。その結果、2017年2月にまとめられた市長に対する市民検証報告書の中で、住民投票条例に関しては「条例検討委員会の答申に基づいて、自治基本条例に明記されている常設型の住民投票条例の制定をめざす方向で進める」とともに、「制定に向けたプロセスでは、市民への説明責任を果たすなど、市の姿勢を明確にして進める」ことを要請する内容が盛り込まれました。（ここまで2017年6月の前年度総括引用、一部修正）

市はその後も議会での質疑に際しても「慎重に対応する」という言葉を繰り返すだけでした。この4月15日の連続講座8回目「自治基本条例の市民検証報告書を読む」に併せて、市民検証報告書が市長に提出されてから1年間、指摘された点について市はどのように対応してきたのかを明らかにするように求めたのに対して、市からその対応状況を取りまとめた文書が公表されました。

この中で、住民投票条例に対しては、以下のように対応姿勢が示されました。

住民投票条例については、住民投票条例検委員会から出された答申及び議会の意見も踏まえ、平成27年12月議会に提案しましたが、その審議の中で、署名数の要件、定住外国人に投票資格を認める点、署名収集に際して押印を不要とする点など、多様な意見が出され、出席者の全員一致で否決されました。こうした経緯を踏まえると、現時点で議会の賛同を得ることは極めて難しいため、条例の制定に向けて改めて慎重に検討する必要があると考えています。

この説明は、2015年12月議会で“改ざん条例案”が否決された直後から2年半、時計の針が全く止まったままの状態であることを示しています。議会の賛同を得ることが難しい限り、答申通りの条例制定案は出せないという姿勢です。議会を変えるか、条例の中身を議会多数派の意向に沿うように市民にとってハードルの高いものに変えるのか。市長は自身の姿勢を示すためにも、議会多数派の意に反しても答申通りの条例案を提案するべきですが、選挙を控え何かにつけて議会多数派との“協調”を優先する泉市長の姿勢からは、当面期待できないかもしれません。

ここでも、住民の「市政への参画」を拒む市議会の体質が浮き彫りにされています。最大多数派の真誠会は2016年3月末に発行した会派広報紙「真誠会レポート」に「明石市に住民投票条例は本当に必要か？」と題した主張を掲載しています。

「住民投票で市民に判断してもらうことは、議会の議決権を市民に委ねることになり、議会の『職務放棄』になりかねない。議会が間違った判断をした場合には、リコールや次の選挙での審判、地方自治法74条による直接請求もできる。（在住）外国人に投票権を与えるのは外国人参政権が違憲であること、尊重義務にすぎない住民投票に多大の公費や労力を費やすのか？ 押印不要の署名は簡素化しすぎであり、本人確認が不可能」一などの反対理由を挙げています。そのうえで、「自治基本条例が定める5年に一度の検証で、常設型の住民投票条例が必要かどうか慎重に議論していく」と記しています。

こうした主張には、事実誤認、憲法や地方自治法の曲解・誤解、自治基本条例や市民参画に対する反対、議員の驕りなどが垣間見えます。詳細はあらためて全面反論する文書を作成し、大規模に市民に頒布することを2016年の総会では課題に挙げていましたが、取り組めませんでした。

この会派に属する議員の中には、真っ向から自治基本条例への嫌悪感、反対を口にする議員もあり、住民投票条例への全面的否定論は彼らの体質を問題にしていくために好都合でもあります。住民投票条例のみならず、議会基本条例を骨抜きにしようとする動きと軌を一にするものであり、

議会改革、明石市議会大掃除の焦点になります。

6. 自治基本条例の市民検証について

前項でも述べたように、自治基本条例の市民検証報告書は住民投票条例の扱いだけではなく、広範囲にわたって自治基本条例に示した市政運営の原則が未だ達成されていない、あるいはその努力を欠いている行政分野が少なくないことが明らかにされました。

その具体的内容は、連続講座 8 回目（4 月 15 日）でかなりの部分が明らかにされました。市が講座に際して公表した「対応のまとめ」についても幾つもの問題点が含まれています。

残念ながら、市民検証報告書をまとめて市長に提出した市民検証会議はすでに任務を終了しており、提出された報告書がどのように履行されるかをチェックする機関は存在しません。本来はその役割を果たすべき市議会は、むしろ自治基本条例の後ろ向き改悪を唱える議員らが多数派を背景に市に圧力をかけています。

明石市の“憲法”とも言える最高法規を、一部議員のご都合主義によってなきものとするのは、同じように憲法改悪を政権の都合によって成し遂げようとする安倍政権に通じるものがあります。

このような状況下で、自治基本条例の市民検証会議報告書の履行をチェックし、迫るのは市民以外にはあり得ません。政策提言市民団体を標榜する市民自治あかし以外には、その役割を担う団体は見当たりません。現時点でどのような対応をするかを提起するに至ってはいませんが、新年度以降の大きな課題となります。

7. 泉市政 3 年（通算 7 年）の検証について

泉市政がスタートして 2 期 7 年が経ちました。7 年前、69 票差という際どい選挙戦を経て前県民局長という“天下り市長”の実現を抑え、市役所内には一種の旋風が吹きました。2 期目は 1 期目の選挙で対立した議会内の多数派の支持も得て、新人 2 名に圧勝しました。市長当選後に選挙戦中の“公約”を翻し駅前再開発事業を継続したのに加えて、1 期目から強力に推進した「子育て支援重視」の政策をより一層際立たせ、この 4 月には中核市への移行も実現しました。

泉市政の特徴の一つは、子育て支援や障害者や母子家庭、独り親、犯罪被害者、刑法犯出所者など社会的弱者への支援を強力に進める政策です。この政策は、全国的に明石市政が注目される大きな要因になったことは事実です。他方、もう一つの特徴は、こうした施策も含めて「日本一」や「関西初」などをやたらに発信し、世間の注目を引くことを重視する姿勢が目立つことです。就任当初から市長の強い肝いりでイメージを一変させた「広報あかし」のカラーフル化、政策キャンペーン情報紙化は、情報共有の広報紙よりも「読み捨てチラシ」化を重視したという批判の声にもかかわらず、一層その性格を強めています。

極め付きは、この 4 月に物議をかもした東播磨県民局の広報「自虐的 CM 動画」に市長自らがクレームをつけて配信を中止させたことです。神戸と姫路に挟まれて、存在感の薄いアイドル東播磨ちゃんが自らの良さに気づいて積極的に立ち上がっていく観光動画ですが、泉市長は「明石はそんなにマイナーな街ではない」と抗議し放映を中止させました。このことがネット上で炎上し、明石市を批判する投稿が溢れるなどに至ったこともあって市は抗議を取り下げ、放映は再開されました。

中核市への移行に際して明石市が発行したパンフには「日本一のまちづくり」「地方自治をリードするまち明石」「4 年連続人口増が税収増、サービス向上へ」「まちの好循環 維持・拡大へ」などの文字が踊り、「中核市移行で市民サービスを向上、関西を代表する都市へ」と、高揚心をくすぐります。

「人口 30 万、子どもの出生数 3000 人、本の貸し出し 300 万冊」という「明石市が今後 5 年間でめざすトリプルスリー」は、2015 年 12 月に策定した「明石市まち・ひと・しごと創生総合戦略」によるものですが、元を質せば安倍政権による「まち・ひと・しごと創生法」（2014 年制定）を受けた中央主

導型の地方創生戦略にそのまま乗ったものに過ぎません。

4月1日の中核市移行記念式典に招いた北川正恭・早大名誉教授（元三重県知事）は講演の中で「明石市は国の地方創生戦略に乗るのではなく、自分たちの責任で自己決定型の地方自治をやって欲しい。トリプル3という“独断”も、目標数値を掲げてその中身をどのように変化させ、高めていくのかについて市議会も含めて徹底的に議論することが大事だ。高度成長時代の行政は中央集権型でも良かったが、自己決定・自己責任型になった今は、その政策について徹底的に賛否の議論をすることが求められる」とクギを刺していました。

明石市の人口は確かに、2014年から5年連続して増加しているのは事実でしょう。人口減少時代に入った中でわずかながらでも人口増を果たしているのは、子育て優遇施策が功を奏しているのは間違いありません。

だが、この5年間に増加した人口は6284人です（4月現在の住民基本台帳ベース）。年間の増加数は509、621、1648、1185、2321人です。29万人台の人口のもとでは、毎年の増加数は「増加」というよりも「微増」または「横ばい」という表現がふさわしいかもしれません。「トリプル3」では30万人をめざすというのですが、長いまちづくり計画の過程で30万人達成の意味をどのように位置づけるのでしょうか？

2015年12月に策定した明石市の「人口ビジョン」では、40年後の2060年の将来人口推計を3通り挙げています。国立社会保障・人口問題研究所の推計では18万7101人。兵庫県が推計した人口ビジョンでは、23万1245人です。明石市は独自の推計で25万5421人としています。いずれも2010年の国勢調査に基づくものですが、国、県、市それぞれの期待値などが加味されており、県や市の推計値はどちらかという統計的な推計数値ではなく、政策的な期待値を加味した甘めの推計値と言えます。また、先ほど2015年国勢調査結果に基づく新しい推計値が公表され、やや減少傾向が緩和された数値になっていますが、大きくは変わりません。

ここから言えることは、40年後の推計人口が18万であろうが25万であろうが、間もなく否応でも人口減少時代に入ること避けられないことです。しかも減少は万単位で進んでいくことがこの国の宿命とされています。そのような傾向の中で、いま必死になって数千人の人口増加を維持するための政策に狂奔することが長い目で見れば「いいこと」なのかどうかです。

目先の視野で「元気のいいまち」「唯一人口増加のまち」を喧伝することは、政治的プロパガンダ（宣伝）にはなっても、その政策をとることによる副作用や、本来取るべき政策の立ち遅れにつながりかねないことを憂慮すべきではないでしょうか。

泉市政の検証は、「マニフェスト検証大会」へ向けてこれから具体的に行うことなので、これ以上の言及はここでは避けます。

8. 「政治を身近に感じる市民講座」等への取り組みについて

2016年7月の参議院選挙から選挙権年齢を18歳に引き下げることが決まったあと、2015年度に入ってから具体案等の検討を始め、市の選挙管理委員会との折衝や選管委員長とも2回にわたって面談して意見交換し、協力を要請しました。

当初は、身近な政治課題や具体的な政策課題をテーマとし、市民自治あかしのメンバーがそれぞれの地域ごとに講座案を企画し運営する企画も提唱されましたが、その後の検討を経て3つの方針を立てました。

◎「政治を身近に感じる市民講座」（仮称）の具体的な取り組み方針

- ①「全市的に呼びかける講座」と「地域ごとの課題を発掘し、すそ野を広げることを目標とした講座」の両面作戦で検討する。
- ②選管の「後援」も視野に置き、政治を身近に感じるための問題提起とトークサロンのような企画を考える。例えば「地域と政治カフェ」

③地域ごとの講座を地域単位で検討していくために、市民自治あかしの会員や賛同者名簿を世話人会で共有し、地域集会や講座の呼びかけに活用する。

残念ながら、この方針はその後具体的な検討を得ることがないまま、2017年度には「市民まちづくり連続講座」が検討されるに至り、今後の展開の中で検討していくことになっています。

同様に、「市民がつくる財政白書」を2016年の総会で提起されましたが、これもその後持ち越したままです。駅前再開発事業の完成や中核市への移行などの市政の動きの中で、一時は喧伝された財政窮迫や公共施設の見直し、財政再建策等の課題は市政の中でも後退した感じですが、積極拡大施策の裏で、将来的な財政危機も膨らんでいます。

連続講座を通じてそうした課題を明確にしていくとともに、政策提言市民団体として具体的な提案や提言に結び付けていくことが重要な課題になります。

9. 地方自治の充実、地方分権と市民自治推進のためにも、国政の改革が不可欠

2000年にこの国が地方分権システムに移行してから、19年目に入りました。その後数次におよぶ地方分権改革の勧告が行われたり、地方分権や地方主権への動きが国政の中でも重要な課題になっていた時期もありましたが、第2次安倍政権になってから地方分権とは逆の動きが露骨になっています。

自治基本条例や議会基本条例も地方分権と地方主権を高めていく中で全国の自治体に広がり、市民主体のまちづくりや市民自治の行政をめざして前進していますが、国の政権が地方自治や地方分権をないがしろにし、これまでの流れに掉さすような逆流を生み出している中で地方自治の内実が弱められ、住民自治、市民自治への逆風となっています。地方主権をあからさまに批判、否定する閣僚が現われたり、沖縄県の自治権を国家権力の力で踏みつぶそうとするなど、露骨な“中央集権”への逆行さえ見られます。

政権政党である自民党が、自治基本条例や住民自治を抑制する方針を明確にして下部組織に流す中で、自治基本条例制定の動きが弱められ、既存の基本条例を廃止または後退させる動きが全国各地の自治体の現場で生じていることも看過できません。

明石市議会における保守系最大会派である真誠会が公然と住民投票条例の制定に反対し、検討委員会の答申を経て起案された条例案の中身を変えさせようと画策したことや、ヘイトスピーチなどの差別主義団体などが在住外国人に住民投票権を付与する当たり前のことに抗議活動を重ね、その流れに乗って条例案つぶしを議会の多数派が図ったことなども、現在の国政の動向と無縁ではありません。

明石市議会ではしばしば、国への意見書提出などを求める請願に対して、「国政に関わる事項について自治体が口を出すのは好ましくない」という論理を盾にして、市民からの請願を封じることがあります。しかし、自治体が「地方自治の本旨」（団体自治と住民自治）に基づいて国の行政に意見を申し立てることや、住民の意見を国に反映することは、自治体の本来のあり方であるにもかかわらず、自ら権能を縮小解釈し、地方自治の持つ権能を放棄することになっているのに注目しなければなりません。

脱原発や再生可能エネルギーの普及拡大などエネルギーのあり方、大規模地震など災害への対応、福祉や教育の課題解決などについても、国政のあり方への対応を避けては解決できない問題が多くあります。国の財政危機や破綻は、即、地方自治体の行政や住民の暮らしに直結するにもかかわらず、駅前再開発事業などでも「国から金をもらわねば損」という“たかり根性”を払しょくできない議員や地方政治家が絶えません。

私たちは、地方自治、住民自治のより一層の進化を求めていく中で、地方の行政の枠内でだけ考えるのではなく、こうした国政との密接なかかわりにも目を向け、地方自治、住民自治に逆行する国政、平和や市民の基本的な人権を軽視する国政の変革にも目を向けねばならないと考えます。国政の変革を求める広範な市民との連携も重要な課題と認識します。

II 新年度の活動の方針と具体的計画

新年度は翌年春に市長、市議の改選を控えて、秋以降は何かにつけて“選挙モード”になることは避けられません。具体的な選挙への動きが浮上する前に、まずは泉市長のこの3年間の市政を検証する「マニフェスト検証大会」を、できれば9月ごろに開催したい。そのためには当面、3年前の選挙の際に策定し「公開討論会」で候補者に提起した「市民マニフェスト」がこの3年間でどのように取り生まれ、実現したのか、進んだのか、進まなかったのかを、まず市民側で検証する作業に取り掛からねばなりません。

議会改革の取り組みは、連続請願行動と並行してこれまでの請願行動の中で浮かび上がった「議員の通信簿」を作成することです。並行して、「退場してもらいべき議員」に代わる新しい議員の発掘と擁立への行動が必要になります。年明け以降は、市長選については「公開討論会」の取り組みが必要ですが、市議選に対してどのように取り組むかは初めての体験です。その議論を速やかに始めます。

こうした取り組みの合間を縫って、「市民まちづくり連続講座」の開催を続けます。秋以降の講座のテーマを抽出し、講座開催の課題の一つひとつ取り組みます。

1. 泉市政の検証と「マニフェスト検証大会」の開催

- ①「2015 市民マニフェスト」の検証を進め、泉市長を招いた「マニフェスト検証大会」を9月ごろをメドに開催します。
- ②泉市長が2015年選挙（2期目）で掲げた公約、政策を検証し、3年間の市政との比較考量作業を進めます。
- ③市長にも、自ら掲げた政策についての自己検証を求めます。
- ④こうした作業の延長線上に「第三次市民マニフェスト」（2019年版）を策定します。
- ⑤年明け以降、市長選挙の候補者が出そろった段階で、市長候補との「公開討論会」を開催します。

2. 議会基本条例を遵守する市議会改革を進め、来春の選挙で“不適議員”淘汰をめざす

- ①連続請願を継続し、請願等の結果に基づき選挙へ向けて「議員通信簿」を作成します。
- ②議会基本条例の改悪の動きに反対し、その危険性を市民に周知します。
- ③“不適議員”に代わる市民派議員を増やす努力をします。
- ④政務活動費の運用の改善と適正な支出を求めます。
- ⑤「議会改革市民100人委員会」の発足に努めます。

3. 連続市民講座「市民まちづくり講座 in 明石」を継続開催します

- ①できるだけ毎月1回のペースを目標に開催します。
- ②市の「出前講座」活用の副次的効果を注目し、参画と協働の市政に資するように運営します
- ③会場は原則として、市民活動支援センターのフリースペースを利用し、経費の軽減とオープンな講座で“見える化”を図ります。地域課題などのテーマによっては地元開催も検討します。
- ④講座は一方的な講義だけではなく、情報提供や問題提起を受けて、参加者ができるだけディスカッションする運営に努めます。

4. 自治基本条例に沿った市政運営をめざし、住民投票条例つぶしの動きに対応します

- ①自治基本条例市民検証会議の報告書の提言が履行されるように、見守りと要請を続けます。
- ②市政のあらゆる分野で、自治基本条例の「市政運営の原則」が履行されるように求めます。

5. 市民自治あかしの運営等について

①会計報告（別紙）と財政方針

- ・会の財政基盤を固めるために、会員（年会費 3000 円）の呼びかけ、拡大に努力します。

②世話人会等の役員と組織体制

- ・世話人：16名　うち代表世話人：6名とする。
- ・毎月1～2回のペースで開いている世話人会は、毎回10～15名程度が出席し、昨年度は17回開催しました。世話人会は、会の実質的な議論の場になっています。より多くの人が世話人会に加わっていただけるように努めます。

市民自治あかし 2017年度会計収支報告書 2017/4/1～2018/3/31

2018/5/16

種別	項目	金額	摘要
1	会費	86,000	納入者28名
3	カンパ寄付	10,800	
4	参加費等	24,000	
	収入小計	120,800	
	前期繰越金	66,124	
	収入計	186,924	
10	世話人会会場費および銀座事務所費	32,500	銀座事務所
10	その他会場費	5,740	総会、集会等
11	HP費	4,622	
14	事務費	2,589	
15	謝金	0	
16	印刷費	33,045	
17	郵送費	16,106	総会、集会案内等
19	雑費	1,628	
20	その他雑支出	7,600	供花、団体会費、広告
	支出計	103,830	
	収支残額	83,094	次期繰越金

監査報告書

2018年5月17日

市民自治あかし 監事 小山英二 ㊞

当市民自治あかしの2017年4月1日から2018年3月31日までの、2017年度における会計処理につき、金銭出納簿、領収証、預金通帳等の帳簿および書類を監査した結果を、次のとおり報告します

監査結果

金銭出納簿の記載内容は、証拠書類と一致し、市民自治あかしの収支状況を正確に記載されており、適正に処理されているものと認めます。

以上